証券コード　3963
2021年６月８日

株主各位

東京都渋谷区恵比寿南一丁目７番８号
株式会社シンクロ・フード
代表取締役社長　藤代真一

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、新型コロナウイルスによる感染症の流行等の諸事情により、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年６月23日（水曜日）午後６時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。**

敬具

記

１．日　　時　　2021年６月24日（木曜日）午前10時（開場　午前９時30分）
２．場　　所　　東京都渋谷区恵比寿南一丁目７番８号
　　恵比寿サウスワン７階当社本社
３．目的事項
　　報告事項　　１．第18期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告の内容及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第18期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件
　　決議事項
　　議　　案　　取締役５名選任の件

以上

◎　当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎　総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。
◎　例年、定時株主総会終了後に開催しておりました経営説明会は、新型コロナウイルスによる感染症の流行を鑑み、中止することといたしました。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
◎　株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.synchro-food.co.jp/)に掲載させていただきます。
◎　新型コロナウイルスへの感染予防のため、本定時株主総会におきましては、極力、当日のご出席を見合わせられ、郵送による議決権行使をされますことを強くご推奨申し上げます。

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 業績の概要

当連結会計年度(2020年４月１日から2021年３月31日まで)における日本経済は、世界規模で拡大する新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として先行き不透明な状況が続いています。

このような事業環境のもと、当社グループは、“食の世界をつなぎ、食の未来をつくる”を経営理念として、リスクヘッジと新型コロナウイルス感染症終息時の準備、の２点を経営方針に掲げ、事業を推進してまいりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高は1,188,620千円(前年同期比41.0%減)、営業損失は169,114千円(前年同期は557,679千円の営業利益)、経常損失は156,442千円(前年同期は557,199千円の経常利益)、親会社株主に帰属する当期純損失は177,790千円(前年同期は287,111千円の親会社株主に帰属する当期純利益)となりました。

サービス別の売上高の内訳は、運営サービス765,271千円(前年同期比49.0%減)、出退店サービス286,158千円(同18.3%減)、その他サービス137,190千円(同16.5%減)であります。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

当社グループは、当連結会計年度より、報告セグメントを従来の単一セグメントから、「メディアプラットフォーム事業」、「M&A仲介事業」、「人材紹介事業」の３区分に変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分により作成することは実務上困難なため、前年同期比情報については開示を行っておりません。

（メディアプラットフォーム事業）

当事業は、「飲食店.COM」をはじめとした飲食店向けのサービス及び、「飲食店.COM」に対してサービス提供する不動産事業者や食材仕入事業者等の関連事業

者向けのサービスによって構成されております。

「飲食店.COM」においては、コストコントロールの一環として広告宣伝費を売上高の波に合わせることで大きく抑制しております。また、オウンドメディアである「Foodist Media」では、補助金や助成金の情報に加えて、ウィズコロナ時代における飲食店の取り組みを積極的に発信したこと等により、2021年３月末時点における登録ユーザー数が206,432件(前年同期比15.9%増)と順調に増加しております。なお、求人広告においては、1回目の緊急事態宣言時よりも2回目の落ち込みは限定的なものとなり、下半期は回復傾向にあります。また、「飲食店.COM」に対してサービス提供する不動産事業者や内装事業者等の関連事業者については、4,475社(同7.5%増)と順調に増加しております。

一方で、足元では新型コロナウイルス感染者数の増加に伴い、一部の都道府県では緊急事態宣言・まん延防止等重点措置下にあり、飲食店や商業施設等の営業時間短縮や休業等の影響によって、今後の見通しが立ちにくい状況となっております。

以上の結果、メディアプラットフォーム事業の売上高は1,052,741千円、セグメント損失は78,635千円となりました。

(M&A仲介事業)

当事業は、飲食店の事業譲渡や株式譲渡等のM&A仲介及び、飲食店が設備等を残置したまま退去する居抜き譲渡のサポートサービスによって構成されております。

M&A仲介においては、2回目の緊急事態宣言以降は買い手側の飲食企業が慎重姿勢となり、成約までの期間が長期化傾向にあります。また、居抜き譲渡においては、助成金や補助金等の公的支援もあり、売り手側の売却意欲が鈍化し、売却相談件数が減少傾向にあります。

以上の結果、M&A仲介事業の売上高は95,771千円、セグメント損失は28,393千円となりました。

(人材紹介事業)

当事業は、飲食店及び給食事業者等を含む飲食周辺領域の事業者に対して、求職者を紹介する人材紹介サービスによって構成されております。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、人材紹介サービスの主要顧客である中堅・中手及び大手飲食企業の採用ニーズが通期で低調に推移し、特に下半

期は紹介成約単価及び件数ともに減少しております。

以上の結果、人材紹介事業の売上高は50,542千円、セグメント損失は65,373千円となりました。

（注）１．当連結会計年度において、「飲食店.COM 店舗物件探し」「求人＠飲食店.COM」「飲食店.COM 厨房備品購入」「Food Job Japan」「PlaceOrders」の有料サービスを利用したユーザーアカウント数を記載しております。

２．当連結会計年度末時点において、不動産事業者、内装事業者、食材仕入事業者として登録している事業者数を記載しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は4百万円であります。この内容はソフトウエアであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2020年８月31日付で、株式会社J&Sよりキッチンカーシェア・マッチング事業を譲り受けております。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2020年８月31日付で、株式会社ニコシゴトの全発行済株式を取得し、同社を当社の連結子会社といたしました。

(2) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① ウィズコロナを前提とした対応

新型コロナウイルス感染症の飲食業に対する影響は深刻化し、先行き不透明な

状況下にありますが、当社グループは、この状況を前提とした施策を推進することとし、コストコントロールの継続、代理店営業の更なる強化、キッチンカーシェア・マッチング事業の拡大、をテーマとして事業を運営してまいります。また、ウィズコロナやアフターコロナの時代において、飲食店を取り巻く事業環境が大きく変化することを想定し、成長戦略を再構築してまいります。

② 知名度の向上

当社グループが運営するサイトである「飲食店.COM」は、ユーザー及びユーザーへサービス提供を行う不動産事業者や内装事業者からの認知度は徐々に高まってきております。しかしながら事業の更なる成長を実現するためには、より多くのユーザーや、これから飲食店の開業を目指す潜在層、幅広い事業者層を獲得する必要があります。当社グループでは、サイト内のコンテンツ拡充や機能充実に留まらず、オウンドメディアの積極展開及びWebマーケティングに投資することにより、より幅広い層のユーザーや事業者の獲得を目指してまいります。

③ 新技術への対応

当社グループは、インターネット技術をもとにしたプラットフォーム企業であり、当社グループの属するインターネット業界では技術革新が絶え間なく行われております。このような事業環境の下、インターネット上のサービスや機能に限らず、ハードウェアからソフトウェアまで様々なテクノロジーに適時に対応するとともに、このテクノロジーを積極的に取り入れ、新しいサービスを開発することで、事業の継続的拡大を目指してまいります。

④ システムの安定稼働と強化

当社グループは、インターネット上にて様々なサービスを提供していることから、安定した事業運営を行うにあたり、システムの安定稼働が極めて重要であると認識しております。このため、当社グループは、アクセス数及び会員数に応じたサーバーの増強を含め、システムの安定化のため継続的にシステム強化に取り組んでまいります。

⑤ 経営管理体制と内部管理体制の強化

当社グループは、市場動向、競合企業の動向、顧客ニーズ、技術革新等の変化に対して速やかに対応できる組織を運営するため、経営管理体制の更なる強化が必要であると考えております。また、組織が健全かつ効率的に運営されるように、当社グループでは多様化するリスクを正しく把握し、対処しながら収益をあげていくとともに、コンプライアンスの強化を重視した内部管理体制の整備、強化を図ってまいります。

(3) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第15期 2018年３月期	第16期 2019年３月期	第17期 2020年３月期	第18期 (当連結会計年度) 2021年３月期
売上高	1,377,304千円	1,787,527千円	2,014,534千円	1,188,620千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	364,066千円	438,596千円	287,111千円	△177,790千円
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)	13.88円	16.42円	10.78円	△6.69円
総資産	2,561,687千円	2,836,193千円	3,098,659千円	2,731,856千円
純資産	2,162,547千円	2,405,523千円	2,711,524千円	2,505,194千円
１株当たり純資産	81.26円	90.47円	101.79円	94.39円

(注) 当社は、2018年４月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第15期 2018年３月期	第16期 2019年３月期	第17期 2020年３月期	第18期 (当事業年度) 2021年３月期
売上高	1,377,304千円	1,631,457千円	1,759,066千円	1,072,254千円
当期純利益又は当期純損失(△)	367,823千円	450,652千円	259,867千円	△180,739千円
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)	14.02円	16.87円	9.76円	△6.80円
総資産	2,541,085千円	2,821,054千円	3,045,845千円	2,691,224千円
純資産	2,166,303千円	2,421,335千円	2,700,092千円	2,490,813千円
１株当たり純資産	81.40円	91.06円	101.36円	93.84円

(注) 当社は、2018年４月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率 (議決権比率)	主要な事業内容
株式会社ウィット	7,500千円	100.0%	飲食業界に特化したM&A仲介事業
株式会社シンクロ・キャリア	46,000千円	100.0%	飲食業界・給食業界に特化した人材紹介事業
株式会社ニコシゴト	9,000千円	100.0%	副業に特化したマッチング事業

(5) 主要な事業内容(2021年３月31日現在)

当社グループは、ユーザー(飲食店出店予定者・運営者・退店予定者)と、飲食店に関わる各事業者等を繋ぐ「飲食店.COM」を中心として、飲食店のライフサイクルにおけるすべてのフェーズにおいてWebサイトを運営し、飲食業支援のトータルサービスをプラットフォーム上で展開する、インターネットメディア事業を主な事業としております。

(6) 主要な営業所(2021年３月31日現在)

区　　分	名　　称	所　在　地
当社	本社	東京都渋谷区恵比寿南一丁目７番８号
	大阪支社	大阪府大阪市北区梅田三丁目４番５号
	名古屋支社	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目12番12号
子会社	株式会社ウィット	東京都渋谷区恵比寿南一丁目７番８号
	株式会社シンクロ・キャリア	東京都渋谷区恵比寿南一丁目７番８号
	株式会社ニコシゴト	東京都渋谷区恵比寿南一丁目７番８号

(7) 従業員の状況(2021年３月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

会社の名称	従業員数(名)
当　　社	104
株式会社ウィット	6
株式会社シンクロ・キャリア	7
株式会社ニコシゴト	1
合　　計	118

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
104名	11名増	32歳	4.78年

(注)　従業員数には、臨時従業員は含んでおりません。

(8)主要な借入先(2021年３月31日現在)

該当事項はありません。

(9)その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(2021年３月31日現在)

(1) 発行可能株式総数　　86,400,000株
(2) 発行済株式の総数　　26,893,800株(自己株式362,137株を含む)
(3) 株主数　　4,190名
(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
藤代　真一	11,075,000 株	41.74 %
エイトクラウズ株式会社	2,700,000 株	10.18 %
大須賀　康人	1,300,000 株	4.90 %
木下　圭一郎	802,000 株	3.02 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	777,800 株	2.93 %
BBH FOR GRANDEUR PEAK INTERNATIONAL OPPORTUNITIES FUND	644,400 株	2.43 %
株式会社ワイオーアセット	500,000 株	1.88 %
楽天証券株式会社	471,900 株	1.78 %
BBH FOR GRANDEUR PEAK GLOBAL OPPORTUNITIES FUND	449,300 株	1.69 %
株式会社SBI証券	396,181 株	1.49 %

(注)　持株比率は自己株式(362,137株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

		第２回新株予約権
発行決議日		2017年５月９日
新株予約権の数		486個
目的となる株式の種類		普通株式
目的となる株式の数		145,800株 (注) 1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり133,800円 （１株当たり446円）(注) 1
権利行使期間		2019年７月１日から 2024年５月23日まで
行使の条件		(注) 2、3、4、5、6、7
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 472個 目的となる株式数 141,600株 保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 7個 目的となる株式数 2,100株 保有者数 1名
	社外監査役	新株予約権の数 7個 目的となる株式数 2,100株 保有者数 1名

(注) １．当社は、2018年４月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

２．新株予約権者は、当社の2019年３月期または2020年３月期のいずれかの期における営業利益が680百万円を超過した場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権を、当該営業利益を達成した期の有価証券報告書の提出日の翌月１日(以下、「権利行使開始日」という。)から行使することができる。

なお、上記における営業利益の判定においては、当社グループの有価証券報告書に記載される損益計算書(連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書)における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

3．新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、各新株予約権者に割当てられ、行使可能となった権利の一部又は全部を行使することができる。但し、行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a)権利行使開始日以降、割当てられた本新株予約権の３分の１について行使することができる。

(b)権利行使開始日から１年が経過する日以降、割当てられた本新株予約権の３分の２について行使することができる。

(c)権利行使開始日から２年が経過する日以降、割当てられた本新株予約権のすべてについて行使することができる。

(d)上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

4．新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

5．新株予約権の相続は、新株予約権の法定相続人に限りこれを認める。

6．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

7．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に当社従業員に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2021年３月31日現在)

氏　　名	地位	担当及び重要な兼職の状況
藤代　真一	代表取締役 執行役員社長	事業部長
中川　二博	取　締　役	プレミアグループ株式会社　社外取締役
森田　勝樹	取　締　役 執行役員	管理部長
大久保　俊	取　締　役 執行役員	開発部長
松崎　良太	取　締　役	きびだんご株式会社　代表取締役 サードギア株式会社　代表取締役 株式会社ユーザーローカル　社外取締役
牧野　隆一	常勤監査役	牧野隆一公認会計士事務所　所長 沖電気工業株式会社　社外監査役
井上　康知	監　査　役	長濱・水野・井上法律事務所　代表社員
中山　寿英	監査役	株式会社みなとグローバル　代表取締役 中山寿英会計事務所　所長 株式会社エスクリ　監査役 かっこ株式会社　取締役(監査等委員)

(注) 1．取締役松崎良太氏は社外取締役であり、事業会社における豊富なビジネス経験及び経営経験を有しております。
2．監査役牧野隆一氏は社外監査役であり、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3．監査役井上康知氏は社外監査役であり、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
4．監査役中山寿英氏は社外監査役であり、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．監査役西岡登氏は、2020年６月24日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役である中川二博氏、社外取締役及び監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、1,000千円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	非金銭報酬
取締役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	67,745千円 (3,300千円)	59,040千円 (3,300千円)	8,705千円 (ー)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	10,975千円 (10,975千円)	10,975千円 (10,975千円)	ー (ー)
合計 (うち社外役員)	9名 (5名)	78,720千円 (14,275千円)	70,015千円 (14,275千円)	8,705千円 (ー)

(注) 1．上記員数、基本報酬及び報酬等の総額には、2020年６月24日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役１名を含んでおります。
2．期末日現在の取締役は５名、監査役は３名であります。
3．上記非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額またはその算定方法の決定方針に関する事項
① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬によって構成されております。取締役の個人別の固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬、またその割合、報酬を与える時期または条件の決定については、定期的に外部の客観的・評価情報等を活用しながら、役位や職務価値を勘案し、妥当な水準を設定すること取締役会で決議することを基本方針としております。
監査役の報酬等は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、監査役の協議により決定することを基本方針としております。
② 非金銭報酬の内容
当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与を目的として、取締役(社外取締役を除く)に対して、毎年一定の時期に、株主総会において承認を得た報酬上限限度枠の範囲内において、非金銭報酬として譲渡制限付株式を付与するものとし、付与数は役位や職務価値を勘案して決定するものとしております。
当該非金銭報酬の内容及び交付状況は、以下の通りです。

株式の種類	譲渡制限付株式
制度の概要	当社の社外取締役を除く取締役(以下「対象取締役」といいます。)対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。 本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額50百万円以内といたします。 各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。 本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年100,000株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

③ 会社役員の報酬等についての株主総会の決議による定めに関する事項

取締役及び監査役の金銭報酬の額は、2003年４月24日開催の臨時株主総会において決議された年額200百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は３名、監査役の員数は１名であります。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年６月24日開催の定時株主総会において社外取締役を除く取締役に対して年額50百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)を限度とする譲渡制限付株式報酬の導入が決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は４名(社外取締役を除く)であります。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役 兼 執行役員長 兼 事業部長 藤代真一が、個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、取締役の個人別の固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬、またその割合、報酬を与える時期または条件の決定であります。

これらの権限を委任した理由は、代表取締役は、創業者であり当社グループの経営状況等を最も熟知していることから、総合的に取締役の報酬の額を決定できると判断したためであります。取締役会においても、当該理由によって報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	松崎　良太	きびだんご株式会社	代表取締役	当社と当該他の法人等との間には、資本関係及び取引関係はありません。
		サードギア株式会社	代表取締役	
		株式会社ユーザーローカル	社外取締役	
監査役	牧野　隆一	牧野隆一公認会計士事務所	所長	当社と当該他の法人等との間には、資本関係及び取引関係はありません。
		沖電気工業株式会社	社外監査役	
監査役	井上　康知	長濱・水野・井上法律事務所	代表社員	当社と当該他の法人等との間には、資本関係及び取引関係はありません。
監査役	中山　寿英	株式会社みなとグローバル	代表取締役	当社と当該他の法人等との間には、資本関係及び取引関係はありません。
		中山寿英会計事務所	所長	
		株式会社エスクリ	監査役	
		かっこ株式会社	取締役(監査等委員)	

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	松崎　良太	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、同氏における投資経験や事業会社における経営経験に基づき、経営体制に関する助言を行っております。
監査役	牧野　隆一	当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。主に公認会計士としての豊富な経験から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について、必要な発言を適宜行っております。
監査役	井上　康知	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。主に弁護士としての豊富な経験から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について、必要な発言を適宜行っております。
監査役	中山　寿英	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。主に公認会計士・税理士としての豊富な経験から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について、必要な発言を適宜行っております。

(注)牧野　隆一氏については、2020年６月24日監査役就任後の状況を記載しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,500千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社の監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、会計監査人の前事業年度の監査計画・職務遂行状況、当事業年度の監査報酬見積の相当性等を確認した結果、会計監査人の報酬等について合理的な水準であると判断し、同意しました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務(非監査業務)として、「収益認識に関する会計基準」の適用に係る助言業務等に対し、対価を支払っています。

(4) 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役は経営理念を率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会的要請への対応を最優先とする企業風土を醸成する。

ロ．コンプライアンスに関する社内規程等に従い、担当責任部門は当社内の意思決定プロセス及び業務執行において、全社を横断する調査や監督指導を行う。

ハ．取締役の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査役の監査を受け、監査役は取締役に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。

ニ．取締役が他の取締役の法定・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告する。

ホ．内部監査業務を担当する内部監査人を代表取締役が指名し、年度監査計画に基づいて担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は、社長以下関係役員及び監査役にも報告され、経営力の強化を図る。

ヘ．事業毎に必要に応じて法律・会計等の外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止する。

ト．金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを整備・構築し、業務の改善に努める。

チ．企業情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。

リ．顧問弁護士を外部相談窓口とする内部通報制度を設け、他の社員の法律違反行為等を知った時は、速やかに相談窓口に通報する旨を明記し、適正な通報者保護の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取扱いは、法令及び社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

ロ．機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱い者を明確にし、適切に管理する。

ハ．情報セキュリティに関する基本方針、規則等を決定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図る。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．リスク管理に関する規程・マニュアル等を制定及び改訂し、当社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織及び責任者を定め、適切に評価・管理される体制を構築する。

ロ．不測の事態が生じた場合には、対策チーム等を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

ハ．リスクマネジメントを担当する部門を明確にし、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．経営理念を機軸として、内外の環境を考慮し策定される中期経営計画に基づき、年度計画及び業務目標を明確にし、各業務を執行する。

ロ．執行監督責任の明確化を目的として、取締役には社外取締役を含むものとする。

ハ．社内規程等に基づき、各業務執行における責任者及びその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社及び子会社は、グループ全体における内部統制の構築を目指し、当社及び子会社間での内部統制に関する協議、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。

ロ．当社子会社の取締役等は、子会社管理規程に基づき、子会社の重要事項に関する当社の事前承認を取得するとともに、その他の重要な情報については、当社への報告を遅滞なく実行する。

ハ．グループ全体の業務の適正かつ効率的な運営を確保するため、当社及びグループ各社のコンプライアンス体制、損失の危険の管理体制及びリスク管理体制に関する基本方針を定める。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

イ．当社の内部監査人が、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する。

ロ．監査役が補助者の採用を希望する場合は、取締役と監査役が意見交換を行い決定する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査役を補助することの要請を受けた内部監査人は、その要請に関して、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求める。

ロ．取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。

ハ．取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度を整備するとともに、監査役への報告を行った当社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役職員に対して周知徹底する。

⑩ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役については法令に従い社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保し、独立性を確保する。

ロ．監査役、会計監査人及び内部監査人は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。

ハ．代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るために定期的な会合を持つ。

ニ．監査役間相互で独自に意見形成するため、会社と顧問契約を締結していない弁護士等、外部の専門家に相談ができる体制を確保する。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

イ．当社は、金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行い、適切に「内部統制報告書」を作成・提出する。

ロ．当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的にモニタリング等を実施し、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化する。

⑫ 反社会的勢力への対応

イ．関係規程、マニュアル等を整備し、管理部を統括部署として、反社会的勢力の排除を推進する。

ロ．反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署や顧問弁護士等、外部専門機関との密接な連携関係を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

取締役は、取締役及び監査役全員出席のもと、取締役会において経営上の意思決定を行っております。なお、取締役会規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。

② 監査役の職務執行

監査役は、取締役会議事録等の書類の閲覧に加え、関係者へのヒアリング、内部監査への立会い、代表取締役や会計監査人との面談により監査を行うほか、毎月開催される取締役会やその他の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べ、取締役会での決議の状況や取締役の業務執行状況を監査しております。

③ リスク管理及びコンプライアンス

当社は、リスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、コンプライアンス委員会の開催を通じて、リスクマネジメント体制の強化及びコンプライアンスの遵守に努めております。

（注） 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**2,556,359**	**流動負債**	**203,668**
現金及び預金	2,337,782	買掛金	4,709
売掛金	66,448	未払金	17,294
前払費用	26,371	未払費用	24,297
未収還付法人税等	103,089	前受金	137,309
未収消費税等	32,267	未払法人税等	590
その他	1,027	その他	15,466
貸倒引当金	△10,627	役員退職慰労引当金	4,000
固定資産	**175,496**	**固定負債**	**22,993**
有形固定資産	**48,042**	資産除去債務	22,993
建物	46,841	**負債の部合計**	**226,661**
工具、器具及び備品	1,200	**純資産の部**	
無形固定資産	**2,775**	**株主資本**	**2,504,330**
ソフトウエア	2,775	資本金	510,517
投資その他の資産	**124,678**	資本剰余金	498,517
出資金	320	利益剰余金	1,692,510
敷金及び保証金	114,611	自己株式	△197,214
繰延税金資産	8,197	**新株予約権**	**864**
その他	1,549	**純資産の部合計**	**2,505,194**
資産の部合計	**2,731,856**	**負債・純資産の部合計**	**2,731,856**

(注)　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

（2020年４月１日から2021年３月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		1,188,620
売上原価		225,763
売上総利益		962,857
販売費及び一般管理費		1,131,971
営業損失(△)		△169,114
営業外収益		
受取利息	7	
受取配当金	6	
助成金収入	13,356	
その他	43	13,414
営業外費用		
支払利息	4	
寄付金	200	
備品廃棄損	111	
自己株式取得費用	424	
その他	2	742
経常損失(△)		△156,442
特別利益		
新株予約権戻入益	13	13
特別損失		
役員退職慰労引当金繰入額	4,000	
減損損失	28,236	32,236
税金等調整前当期純損失(△)		△188,665
法人税、住民税及び事業税	△13,560	
法人税等調整額	2,685	
法人税等合計		△10,874
当期純損失(△)		△177,790
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△177,790

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から2021年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	510,517	498,517	1,890,520	△188,907	2,710,647
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△177,790		△177,790
自己株式の取得				△49,972	△49,972
自己株式の処分		△20,219		41,665	21,445
自己株式処分差損の振替		20,219	△20,219		―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	△198,010	△8,306	△206,316
当期末残高	510,517	498,517	1,692,510	△197,214	2,504,330

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	877	2,711,524
当期変動額		
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△177,790
自己株式の取得		△49,972
自己株式の処分		21,445
自己株式処分差損の振替		―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△13	△13
当期変動額合計	△13	△206,329
当期末残高	864	2,505,194

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数　　３社

連結子会社の名称　　株式会社ウィット、株式会社シンクロ・キャリア、株式会社ニコシゴト

当連結会計年度より、株式取得により株式会社ニコシゴトを連結の範囲に含めております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な減価償却資産の減価償却の方法

・有形固定資産

定率法を採用しておりますが、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　８～15年

工具、器具及び備品　　２～15年

・無形固定資産

自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用期間(３年)に基づく定額法を採用しております。

②重要な引当金の計上基準

・貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

・役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積もり、当該期間において均等償却しております。

④その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．表示方法の変更に関する注記

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年３月31日）を当連結会計年度より適用し、連結注記表に「３．会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

３．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

①繰延税金資産

繰延税金資産　　8,197千円

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち、将来課税所得を減算できる可能性が高いものについて繰延税金資産を認識しております。繰延税金資産の回収可能性の判断においては、連結計算書類作成時点で利用可能な情報に基づいた最善の見積りを行い、将来獲得し得る課税所得の時期及びその金額を見積り算定しております。そのため、課税所得が生じる時期及び金額は、将来の事象の仮定または予測に変化が生じ、将来の課税所得の悪化が見込まれることになった場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

②固定資産の減損

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響につきましては、当連結会計年度における2021年１月に発出された２回目の緊急事態宣言の影響は、2020年４月に発出された１回目の緊急事態宣言時より影響額が低く、連結第１四半期会計期間を底として、連結第３四半期会計期間以降、徐々に回復の方向に向かっております。2021年４月に３回目の緊急事態宣言が発出され、影響があると考えられるものの、2022年３月期下半期後半より徐々に回復するものと考え、当連結会計年度末時点において入手可能な情報に加えて、当連結会計年度末時点の業績状況を踏まえて、見積りをしております。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響については不確定要素が多く、上記の仮定に状況変化が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に少なからず影響を及ぼす可能性があります。

４．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　35,640千円

5．連結損益計算書に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産

用途	種類	場所
その他	のれん	東京都渋谷区恵比寿

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社の連結子会社である株式会社ウィット及び株式会社ニコシゴトについて、新型コロナウイルス感染症の影響等により、当初に検討した事業計画において収益が見込めなくなったことから、減損損失を認識しております。

(3) 減損損失の金額

のれん 28,236千円

6．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　26,893,800株

(2) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式　259,200株

7．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を原則として自己資金で賄っており、資金運用においては短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。

②金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては管理部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

敷金及び保証金は、主に建物賃貸借契約にかかるものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該のリスクについては管理部において差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、定期的に投資先の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金及び未払金、並びに未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。これらは、流動リスクに晒されていますが、当社グループは資金繰り予測を作成する等の方法により管理しております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ.信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、事業部及び管理部が取引先の状況を定期的にモニタニングし、取引相手ごとに期日及び残高管理をするとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ.資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を維持すること等により流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,337,782	2,337,782	－
(2) 売掛金	66,448		
貸倒引当金(※１)	△10,627		
	55,820	55,820	－
(3) 未収還付法人税等	103,089	103,089	－
(4) 未収消費税等	32,267	32,267	－
(5) 敷金及び保証金	114,611	114,521	△89
資産計	2,643,571	2,643,481	△89
(1) 買掛金	4,709	4,709	－
(2) 未払金	17,294	17,294	－
(3) 未払法人税等	590	590	－
負債計	22,594	22,594	－

(※１) 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)未収還付法人税等、(4)未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、そのキャッシュ・フローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等

これらは短期間で決済又は納付されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

８．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	94円39銭
１株当たり当期純損失	6円69銭

貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**2,481,884**	**流動負債**	**177,417**
現金及び預金	2,271,111	買掛金	4,709
売掛金	64,995	未払金	15,168
前払費用	24,497	未払費用	14,413
関係会社短期貸付金	19,000	前受金	136,209
未収還付法人税等	97,250	その他	6,916
未収消費税等	26,961	**固定負債**	**22,993**
その他	11,735	資産除去債務	22,993
貸倒引当金	△33,666	**負債の部合計**	**200,410**
固定資産	**209,340**	**純資産の部**	
有形固定資産	**48,042**	**株主資本**	**2,489,949**
建物	46,841	**資本金**	**510,517**
工具、器具及び備品	1,200	**資本剰余金**	**498,517**
無形固定資産	**2,775**	資本準備金	498,517
ソフトウエア	2,775	**利益剰余金**	**1,678,128**
投資その他の資産	**158,522**	その他利益剰余金	1,678,128
関係会社株式	34,224	繰越利益剰余金	1,678,128
出資金	300	**自己株式**	**△197,214**
敷金及び保証金	114,111	**新株予約権**	**864**
繰延税金資産	8,368		
その他	1,518	**純資産の部合計**	**2,490,813**
資産の部合計	**2,691,224**	**負債・純資産の部合計**	**2,691,224**

(注)　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2020年４月１日から2021年３月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		1,072,254
売上原価		221,506
売上総利益		850,748
販売費及び一般管理費		917,494
営業損失(△)		△66,746
営業外収益		
受取利息	46	
受取配当金	6	
業務受託料	2,170	
助成金収入	8,000	
その他	16	10,239
営業外費用		
寄付金	200	
備品廃棄損	111	
自己株式取得費用	424	
その他	2	737
経常損失(△)		△57,244
特別利益		
新株予約権戻入益	13	13
特別損失		
関係会社株式評価損	114,256	
貸倒引当金繰入額	21,865	136,122
税引前当期純損失(△)		△193,354
法人税、住民税及び事業税	△14,303	
法人税等調整額	1,688	
法人税等合計		△12,614
当期純損失(△)		△180,739

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から2021年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	510,517	498,517	－	498,517	1,879,088	1,879,088
当期変動額						
当期純損失（△）					△180,739	△180,739
自己株式の取得						
自己株式の処分			△20,219	△20,219		
自己株式処分差損の振替			20,219	20,219	△20,219	△20,219
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	△200,959	△200,959
当期末残高	510,517	498,517	－	498,517	1,678,128	1,678,128

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△188,907	2,699,215	877	2,700,092
当期変動額				
当期純損失（△）		△180,739		△180,739
自己株式の取得	△49,972	△49,972		△49,972
自己株式の処分	41,665	21,445		21,445
自己株式処分差損の振替		－		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△13	△13
当期変動額合計	△8,306	△209,266	△13	△209,279
当期末残高	△197,214	2,489,949	864	2,490,813

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

関係会社株式・・・移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産

定率法を採用しておりますが、2016年４月１日以後に取得する建物附属設備については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物	８～15年
工具、器具及び備品	２～15年

・無形固定資産

自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用期間(３年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基準となる重要事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．表示方法の変更に関する注記

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年３月31日)を当事業年度より適用し、個別注記表に「３．会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

①繰延税金資産

繰延税金資産	8,368千円

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち、将来課税所得を減算できる可能性が高いものについて繰延税金資産を認識しております。繰延税金資産の回収可能性の判断においては、計算書類作成時点で利用可能な情報に基づいた最善の見積りを行い、将来獲得し得る課税所得の時期及びその金額を見積り算定しております。そのため、課税所得が生じる時期及び金額は、将来の事象の

仮定または予測に変化が生じ、将来の課税所得の悪化が見込まれることになった場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

②固定資産の減損

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響につきましては、当事業年度における2021年１月に発出された２回目の緊急事態宣言の影響は、2020年４月に発出された１回目の緊急事態宣言時より影響額が低く、第１四半期会計期間を底として、第３四半期会計期間以降、徐々に回復の方向に向かっております。2021年４月に３回目の緊急事態宣言が発出され、影響があると考えられるものの、2022年３月期下半期後半より徐々に回復するものと考え、当事業年度末時点において入手可能な情報に加えて、当事業年度末時点の業績状況を踏まえて、見積りをしております。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響については不確定要素が多く、上記の仮定に状況変化が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に少なからず影響を及ぼす可能性があります。

４．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　35,640千円

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務（区分掲記したものを除く）

短期金銭債権　　11,912千円

短期金銭債務　　1,095千円

５．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	10,434千円
販売費及び一般管理費	3,184千円
営業取引以外の取引による取引高	2,210千円

(2) 関係会社株式評価損

当社の連結子会社である株式会社ウィット、株式会社シンクロ・キャリア及び株式会社ニコシゴトについて、関係会社株式評価損を計上しております。

(3) 貸倒引当金繰入額

当社の連結子会社である株式会社シンクロ・キャリア及び株式会社ニコシゴトについて、財務状況等を勘案し、貸倒引当金繰入額を計上しております。

6．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	26,893,800	－	－	26,893,800

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	266,393	154,500	58,756	362,137

（注）1．普通株式の自己株式の増加154,500株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得であります。

2．普通株式の自己株式の減少58,756株は、譲渡制限付株式としての自己株式の処分によるものであります。

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払事業税、貸倒引当金の否認、税務上の繰越欠損金等であります。

8．関連当事者との取引に関する注記

（1）関連当事者との取引

① 当社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容	議決権等の所有割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	㈱ウィット	東京都渋谷区	7,500	飲食業界に特化したM&A仲介事業	（所有）直接100.0	業務受託及び出向者の受渡	業務受託	840	未収入金	77
							事業所家賃等	3,960	立替金	1,441
							出向者給与	11,686		
子会社	㈱シンクロ・キャリア	東京都渋谷区	46,000	飲食業界・給食業界に特化した人材紹介事業	（所有）直接100.0	営業上の取引	ユーザーの送客	10,434	売掛金	1,205
						業務受託、出向者の受入・受渡及び資金の貸付	業務受託	840	未収入金	77
							事業所家賃等	9,780	立替金	1,251
							出向者給与	6,698		
							貸付	10,000	短期貸付金	10,000
子会社	㈱ニコシゴト	東京都渋谷区	9,000	副業に特化したマッチング事業	（所有）直接100.0	業務委託・受託及び資金の貸付	業務受託	490	未収入金	539
							事業所家賃等	2,164	立替金	2,380
							貸付	9,000	短期貸付金	9,000

（注）1．子会社に対して事務所の一部を転貸しており、家主への賃料の使用見合い分を徴収しております。

2．出向給与については、出向元の給与を基準に双方協議の上、決定しております。

3．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

4．取引条件及び取引条件の決定方針等

ユーザーの送客は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

５．貸付については、返済条件及び市場金利を勘案して双方協議の上、合理的に決定しております。

６．子会社に対する短期貸付金及び利息に対して、19,040千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において19,040千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

９．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	93円84銭
１株当たり当期純損失	6円80銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年５月14日

株式会社シンクロ・フード
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大橋　武尚	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤　裕之	㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シンクロ・フードの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シンクロ・フード及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年５月14日

株式会社シンクロ・フード
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大橋　武尚	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤　裕之	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シンクロ・フードの2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
（1）監査役会は、監査の方針及び監査実施計画を定め、各監査役から監査の実施状況及びその結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、他の監査役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施しました。
①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。又、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果
（1）事業報告等の監査結果
①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
（2）計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月14日

株式会社シンクロ・フード 監査役会

常勤監査役
社外監査役　牧　野　隆　一　印

社外監査役　井　上　康　知　印

社外監査役　中　山　寿　英　印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議　　案　取締役５名選任の件

取締役５名全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
1	藤代真一（ふじしろしんいち） （1973年７月５日）	1999年６月 アンダーセンコンサルティング（現アクセンチュア株式会社）入社 2003年４月 当社設立　代表取締役（現任）	11,075,000株
2	中川二博（なかがわつぐひろ） （1960年４月８日）	1984年４月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社 2006年４月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）執行役員 2012年10月 株式会社リクルートマーケティングパートナーズ執行役員 2016年４月 株式会社リクルートマーケティングパートナーズ顧問 2017年６月 当社社外取締役 プレミアグループ株式会社社外取締役（現任） 2019年６月 当社取締役（現任）	25,200株
3	森田勝樹（もりたまさき） （1977年３月30日）	1999年５月 アンダーセンコンサルティング（現アクセンチュア株式会社）入社 2003年４月 当社社外取締役 2015年４月 当社取締役（現任）	172,600株
4	大久保俊（おおくぼしゅん） （1982年９月29日）	2005年４月 株式会社ミツカングループ本社（現Mizkan Holdings株式会社）入社 2008年４月 当社入社 2015年４月 当社執行役員開発部長 2018年６月 当社取締役（現任）	109,600株
5	松崎良太（まつざきりょうた） （1968年11月14日）	1991年４月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 2000年２月 楽天株式会社入社 2011年２月 サードギア株式会社設立 代表取締役（現任） 2011年11月 株式会社クラウドワークス社外取締役 2013年２月 きびだんご株式会社設立 代表取締役（現任） 2016年１月 当社社外取締役（現任） 2019年１月 株式会社ユーザーローカル社外取締役（現任）	17,500株

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．藤代真一氏は、同氏の資産管理会社と合わせて当社株式の過半数を保有しており、当社の親会社等に該当します。
３．松崎良太氏は社外取締役候補者であります。
当社は、松崎良太氏を、上場証券取引所の定める独立役員に指定しております。同氏の選任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
４．松崎良太氏は、事業会社における企業経営に関する豊富な知識を有するとともに、同氏の投資経験や経営経験に基づく当社の経営全般に対する助言を通じて、当社の経営体制が更に強化できるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。
５．松崎良太氏は現在当社の社外取締役であり、その就任年数は本株主総会終結の時をもって５年５ヶ月となります。
６．当社は中川二博氏及び松崎良太氏との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合には、当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000千円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。
７．当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、保険料は全額会社が負担しております。また、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2021年10月に当該保険契約を更新する予定であります。

以上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場：東京都渋谷区恵比寿南一丁目７番８号
恵比寿サウスワン７階
株式会社シンクロ・フード本社
電話番号　03-5768-9522



〔交　通〕
●ＪＲ山手線・埼京線「恵比寿」駅
　西口より徒歩約２分
●東京メトロ日比谷線「恵比寿」駅
　１番出口より徒歩約２分

新型コロナウイルスへの感染予防のため、本定時株主総会におきましては、極力、当日のご出席を見合わせられ、郵送による議決権行使をされますことを強くご推奨申し上げます。

また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。